高砂市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（23年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 94,301	千円 30,781,969	千円 981,455	千円 6,675,795	% 21.7	% 19.4

(注)人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

（２）職員給与費の状況（各会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
23年度 普通会計	人 675	千円 2,725,217	千円 560,659	千円 983,930	千円 4,269,806	千円 6,326
特別会計	73	303,517	52,055	107,810	463,382	6,348
水道･工業用事業会計	29	138,161	24,449	46,380	208,990	7,207
病院事業会計	318	1,207,516	562,608	442,938	2,213,062	6,959

(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,012

（注）１　各職員数については２３年４月１日の職員数である。
２　給与費は２３年度決算の額である。
３　職員手当には子ども手当、退職手当を含まない。
４　特別会計とは下水道・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各事業を合わせた会計である。
５　特別職（市長、副市長、市議会議員）は含まない。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

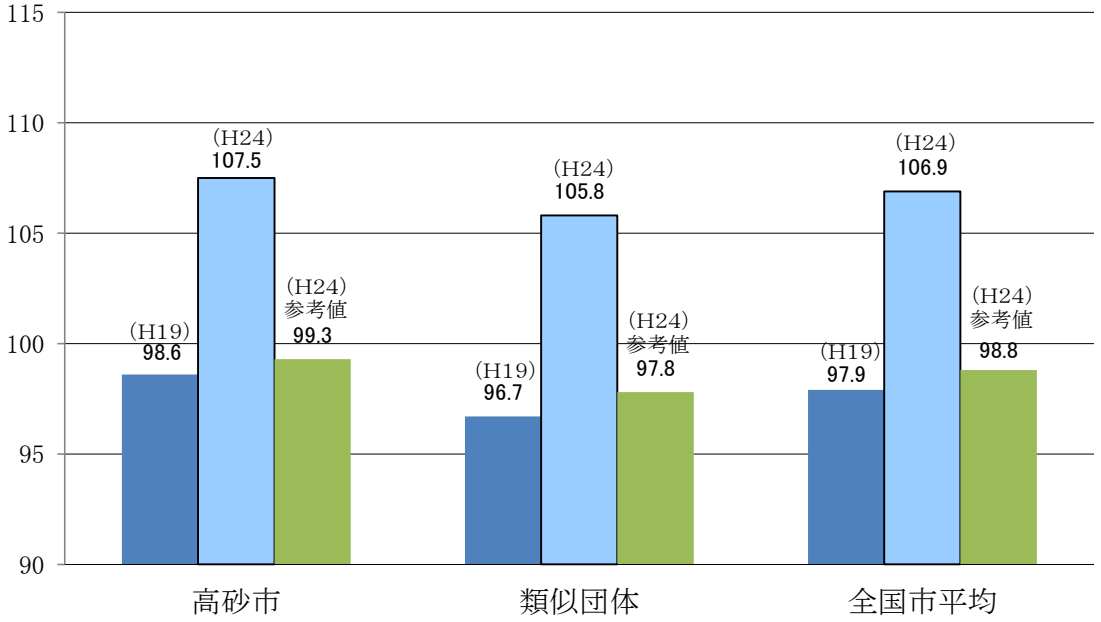

（注）１ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
３　「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

２　一般行政職給料表の状況（平成２４年４月１日現在）

（単位 ： 円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級1号枝給の給料月額	123,500	166,000	202,000	238,800	295,300	337,600	385,500
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	402,500	424,600	458,400	480,500

（注）　給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

３　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２４年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
高砂市	44.8　歳	345,673　円	422,905　円	391,041　円
兵庫県	44.1　歳	338,200　円	427,386　円	円
国（上段:減額後、下段:減額前）	42.8　歳	304,944　円 (329,917)　円	―	372,906　円 (401,789)　円
類似団体	43.6　歳	332,679　円	392,296　円	363,049　円

（注）１　一般行政職とは、税務職、福祉職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものである。

②技能労務職

区　分	公務員					民間従業員			参考
	平均年齢	職員数（人）	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
高砂市	51.7歳	93	362,241 円	420,572 円	389,852 円	―	―	―	―
うち清掃職員	51.4歳	41	364,406 円	461,519 円	397,885 円	廃棄物処理業者	44.7歳	288,200 円	160.14 %
うち用務員	57.5歳	5	384,693 円	399,533 円	397,033 円	用務員	53.5歳	206,600 円	193.38 %
うち学校給食員	57.8歳	5	366,579 円	384,892 円	382,472 円	調理士	42.5歳	262,700 円	146.51 %
兵庫県	51.7歳	686	332,200 円	398,136 円		―	―	―	―
国（上段:減額後、下段:減額前）	49.7歳	3,479	270,465 円 (285,030)円	―	307,506 円 (323,181)円	―	―	―	―
類似団体	49.3歳	49	302,360 円	335,467 円	316,756 円	―	―	―	―

（注）１　「平均給料月額」とは、２４年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当　、特殊勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
３　国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。
※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。
※　上記の平均年齢・平均給料は企業会計職員（病院、水道、工業用水道事業職員）は含んでいない。

(2) 職員の初任給の状況（２４年４月１日現在）

区　分		高砂市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	180,600　円	174,330　円	163,987(172,200)　円
	高校卒	145,900　円	140,888　円	133,418(140,100)　円
技能労務職	高校卒	145,900　円	137,280　円	(137,200)　円

（注）　国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２４年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,700　円	315,775　円	351,157　円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
技能労務職	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	314,160　円
	中学卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

４　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成２４年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
7　級	部長･室長･局長	人 13	% 3.4	% 3.1	% 2.7
6　級	次長･室長･局長	人 23	% 6.0	% 6.7	% 5.7
5　級	課長･主幹･副課長	人 69	% 17.9	% 17.7	% 23.7
4　級	係長･主任	人 214	% 55.4	% 57.1	% 48
3　級	事務吏員･技術吏員	人 32	% 8.3	% 6.9	% 14
2　級	事務吏員･技術吏員	人 21	% 5.4	% 5.9	% 0.5
1　級	事務員･技術員	人 14	% 3.6	% 2.6	% 5.4

（注）１　高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
　　３　上記の職員数には企業会計職員（病院・水道・工業用水道事業職員）は含まない。

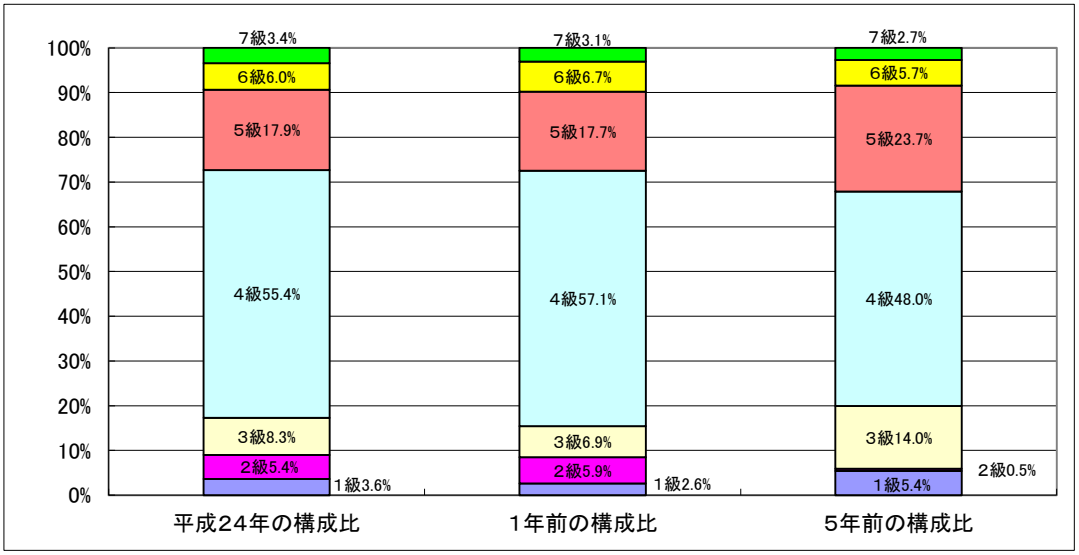

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・勤務成績は反映していない

５　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高　砂　市	兵　庫　県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,462　千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,752　千円	―
(平成23年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 勤勉手当　1.35　月分	(平成23年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 勤勉手当　1.35　月分	(平成23年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 勤勉手当　1.35　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

・副課長以上の管理職については、成績率を導入

(2) 退職手当（平成２４年４月１日現在）

高砂市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置として2%から20%を加算）			（定年前早期退職特例措置として2%から20%を加算）		
1人当たり平均支給額	4,707 千円	26,033 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２３年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（平成２４年４月１日現在）

支給実績(23年度決算)			96,758 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			129,529 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	3 %	747 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（平成２４年４月１日現在）

支給実績(平成23年度決算)			26,337 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			179,163 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)			19.7 %
手当の種類(手当数)(平成24年4月1日)			28
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		月額2,000円
酸欠等作業主任手当	労働安全衛生法の規定より、酸素欠乏危険場所における作業について選任された作業主任者		月額1,000円
廃棄物処理技術管理者手当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により選任された技術管理者		月額1,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		月額1,000円
作業主任手当	葬祭業務、ごみ収集業務、ﾘｻｲｸﾙ施設管理業務及びし尿収集業務に従事する作業主任である職員	葬祭、ごみ収集、リサイクル施設管理、し尿収集業務	月額5,000円
監督手当	葬祭業務、ごみ収集業務、ﾘｻｲｸﾙ施設管理業務及びし尿収集業務及び道路補修業務に従事する監督である職員	葬祭、ごみ収集、リサイクル施設管理、し尿収集業務、道路補修業務	月額2,000円 ただし道路補修業務については月額1,000円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士(専任園長を除く。)		月額2,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務	月額1,000円
社会福祉業務手当	福祉部生活福祉課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事した職員	福祉部生活福祉課において、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務	従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務	1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務	従事した日1日につき500円
公有地取得買収手当	公有地の取得買収交渉に従事した職員	公有地の取得買収交渉業務	従事した日1日につき200円
葬祭業務手当	葬祭用祭壇の飾付け又は片付けの業務に従事した職員	葬祭用祭壇の飾付け又は片付けの業務	従事した日1日につき300円

遺がい遺骨業務手当	霊きゅう用乗合自動車による遺がい又は遺骨の輸送に従事した職員	零きゅう用乗り合自動車による遺がい又は遺骨の輸送業務	従事した日1日につき300円
火葬業務手当	火葬業務に直接従事した職員	火葬業務に直接従事	従事した日1日につき1,000円
収骨業務手当	収骨業務に直接従事した職員	収骨業務に直接従事	従事した日1日につき600円
産汚染物等取扱手当	産汚物、医療汚物、犬猫類の遺がい等の取扱業務に従事した職員	産汚物、医療汚物、犬猫類の遺がい等の取扱業務	従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理業務	従事した日1日につき1,500円
分別処理手当	ごみの分別収集業務又は粗大ごみの分別処理業務に直接従事した職員	ごみの分別収集業務又は粗大ごみの分別処理業務	従事した日1日につき100円
害虫防除作業手当	害虫等の駆除のため、薬剤散布作業に従事した職員	害虫等の駆除のための薬剤散布作業	従事した日1日につき350円
救急出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算
消防出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算
下水道業務手当	管渠清掃業務に従事した職員	管渠清掃業務	従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が公道において運行を行った場合に支給する。	公道における特殊用途自動車運行業務	従事した日1日につき100円
大型自動車運転手当	人を搬送するため公用自動車(乗車定員が11名以上のものに限る)の運転業務に従事した職員	人を搬送するための公用自動車(乗車定員が11名以上のものに限る)の運転業務	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられ、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられた浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	従事した日1回につき300円
徴収業務手当	訪問による市税、保険料、使用料、手数料等の滞納金の徴収業務に一日2時間以上従事した職員	訪問による市税、保険料、使用料、手数料等の滞納金の徴収業務	従事した日1日につき100円
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	171,713 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	287 千円
支給実績(平成22年度決算)	156,859 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	254 千円

(6) その他の手当（平成２４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3)配偶者を有しない場合の一人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳年度末までの子 5,000円を加算	同じ		97，594千円
住居手当	(1)借家居住者（家賃に応じて支給） 最高支給限度額 27,000円 (2)自宅居住者 4,000円	異なる	国の自宅居住者への支給は平成21年12月より廃止	40，124千円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,100円 10キロ以上15キロ未満 6,500円 15キロ以上20キロ未満 8,900円 20キロ以上25キロ未満 11,300円 25キロ以上30キロ未満 13,700円 30キロ以上35キロ未満 16,100円 35キロ以上40キロ未満 18,500円 40キロ以上45キロ未満 20,900円 45キロ以上50キロ未満 21,800円 50キロ以上55キロ未満 22,700円 55キロ以上60キロ未満 23,600円 60キロ以上 24,500円	同じ		34，063千円
管理職手当	部長，局長 103,000円 参事（部長級） 80,000円 次長・参事（次長級） 75,000円 課長、主幹 57,000円 副課長 39,000円	異なる	給料月額に25/100を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じて得た額	98，649千円

６　特別職の報酬等の状況（平成２４年４月１日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	1,012,000 円	1,012,000円 ／ 440,000円
	副市長	832,000 円	832,000円 ／ 520,000円
報酬	議長	629,000 円	629,000円 ／ 345,900円
	副議長	575,000 円	575,000円 ／ 302,300円
	議員	522,000 円	522,000円 ／ 278,200円
期末手当	市長	（23年度支給割合）	
	副市長	3.90 月分	6月期 1.875月分 12月期 2.025月分
	議長	（23年度支給割合）	
	副議長	3.90 月分	6月期 1.875月分 12月期 2.025月分
	議員		
退職手当		（算定方式） 給料月額 × 在職月数 × 支給率	（1期の手当額）　（支給時期）
	市長	1,012,000 × 48月 × 0.41	＝ 19,916,160　任期ごと
	副市長	832,000 × 48月 × 0.25	＝ 9,984,000　任期ごと
	備考		

（注）１　退職手当の「１期の手当額」は、退職時の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

７　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数 平成23年	職員数 平成24年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0	
		総務	130	130	0	
		税務	35	34	△ 1	納税部門の業務見直し
		民生	138	135	△ 3	保育所業務の見直し
		衛生	94	84	△ 10	斎場の指定管理者制度導入、美化業務の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	15	15	0	
		商工	2	2	0	
		土木	52	55	3	治水対策室の新設
		小計	477	466	△ 11	〈参考〉人口1万人当たり職員数　49.42人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　53.96人）
	教育部門		105	98	△ 7	青年の家の指定管理者制度導入など
	消防部門		93	95	2	業務増による
	小計		675	659	△ 16	〈参考〉人口1万人当たり職員数　69.88人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　72.48人）
公営企業等会計部門	病院		318	325	7	医療･看護業務の増
	水道		29	29	0	
	下水道		43	42	△ 1	工務業務の減
	その他		30	30	0	
	小計		420	426	6	
合計			1,095	1,085 [1,437]	△ 10	〈参考〉人口1万人当たり職員数　115.06人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。
※ 上記の職員数には教育長を含む。

(2)年齢別職員構成の状況（平成２４年４月１日現在）

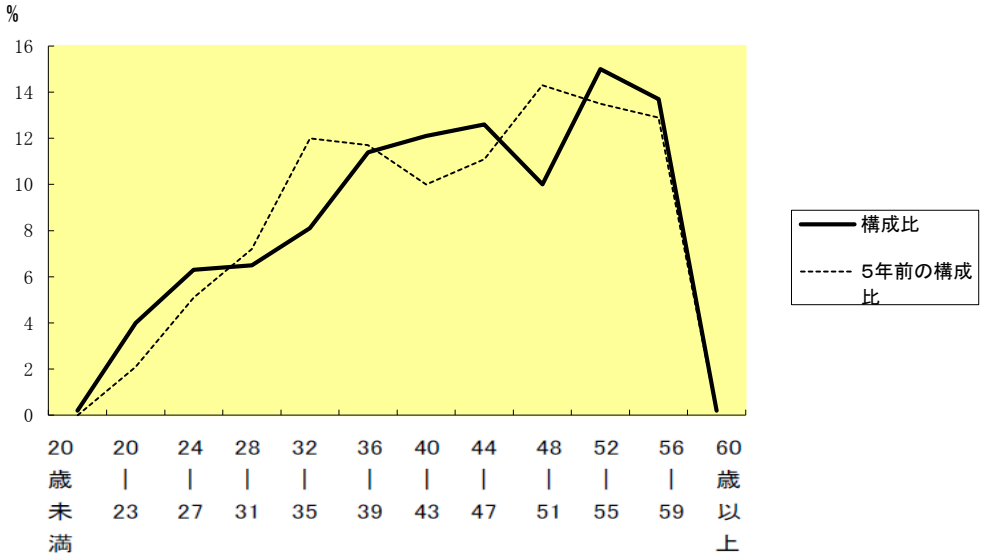

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H24	2	43	68	70	88	124	131	137	108	163	149	2	1,085

（注）　上記の職員数には教育長を含む。

(3)職員数の推移

（単位　：　人･%）

部門別＼年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	520	513	497	487	477	466	△54　（△10．4　%）
教　育	141	130	123	116	105	98	△43　（△30．5　%）
消　防	90	92	91	92	93	95	5　（　5．6　%）
普通会計計	751	735	711	695	675	659	△92　（△12．3　%）
公営企業等会計計	495	479	449	436	420	426	△69　（△13．9　%）
総合計	1,246	1,214	1,160	1,131	1,095	1,085	△161　（△12．9　%）

（注）　上記の職員数には教育長を含む。